

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、太田都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和７年９月２日

太田市長 穂 積 昌 信

記

１ 都市計画の種類 太田都市計画地区計画

２ 都市計画を定める土地の区域

（１）変更する部分

名称	区域
東金井工業団地南地区地区計画	太田市東金井町の一部

３ 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

４ 縦覧期間等

（１）縦覧期間 令和７年９月２日（火）から同年９月１６日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（２）縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで